

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 人権施策の推進	施策Ⅲ－3－1
--------------------	---------

1. 事務事業の目的・概要

		事務事業担当課長	人権同和対策課長 早弓 太	電話番号	0852-22-6378
事務事業の名称	隣保館運営等事業				
目的	(1) 対象	隣保館設置地域住民			
	(2) 意図	地域住民の生活の社会的、経済的、文化的状況の改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資する。			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活の社会的、経済的、文化的状況の改善向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決に向け、隣保館運営事業及び隣保館等における隣保事業を実施する市町村に対し、隣保館運営に必要な経費や地域交流促進事業等の事業実施に必要な経費を補助する。 ・隣保館運営の技術向上を図るため、隣保館職員及び市町村担当職員対し、研修会等を実施する。 				

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1 指標名	県内の隣保館の年間延べ利用人数の合計	目標値		48,000.0	48,000.0	48,000.0	48,000.0	人
		取組目標値						
2 式・定義	県内の隣保館の年間延べ利用人数の合計	実績値	51,892.0	56,977.0	45,632.0			%
		達成率	—	118.8	95.1	—	—	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画	
事業費(b) (千円)	73,475	50,464	
うち一般財源(千円)	24,765	17,119	

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

隣保館運営事業を7市町が実施している。 特別事業として、隣保館ティーサービス事業を2市町、地域交流促進事業を4市町が実施している。 広域隣保活動事業を10市町が実施している。 H30から松江市の中核市移行に伴い、松江市に対する隣保館運営等助成事業の交付事務がなくなったため、H30の事業費は減少している。 市町村における隣保館を活用した啓発イベントなどは年度間で増減することがあり、隣保館の利用人数はその影響を受けることがある。
--

6. 成果があったこと（改善されたこと）

隣保館の円滑な運営や機能の充実、職員の資質向上、地域住民の福祉や人権意識の向上に貢献している。 平成28年度は、隣保館職員研修においてソーシャルワークに関するカリキュラムを充実させ、隣保館職員がより一層地域住民の生活相談に対し適切に対応ができるよう相談対応能力の向上を図った。 研修では、ソーシャルワークの基礎だけではなく、実践的な内容についても学ぶことができた。
--

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

地域住民の抱える問題が多様化・複雑化しており、隣保館の相談体制の一層の充実が必要となっている。

②困っている状況が発生している「原因」

地域において、過疎化、少子高齢化、社会的孤立、不安定な雇用、家族関係の希薄化、世代を超えた貧困の連鎖等により、人権課題が多様化・複雑化・深刻化している。

③原因を解消するための「課題」

福祉部門の関係機関等と連携しながら多様化・複雑化・深刻化する課題や新たな課題に対応できるよう相談体制の充実を図る必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

同和問題、人権問題に関わる相談をはじめ、様々な相談業務に係る研修の一層の充実を行い、隣保館職員が地域住民の生活相談に対し適切に対応できるようにする。 隣保館を各市町における生活困窮者自立支援制度の仕組みの中に位置付け、必要に応じて生活困窮者自立支援制度を活用できる体制を整えるよう設置者（市町）に働きかける。
